



Title	クリミヤ戦役中のビスマルク
Author(s)	田中, 友次郎
Citation	人文・社会科学研究报告, 3, pp.33-42; 1953
Issue Date	1953-02-28
URL	http://hdl.handle.net/10069/33841
Right	

This document is downloaded at: 2020-11-25T03:15:47Z

クリミア戦役中のビスマルク

田 中 友 次 郎

一、まえがき

先に「西日本史学」第四号の中で、クリミア戦役勃発直前を中心として、「此の戦役に対するビスマルクの根本政策」がロシアに好意的な中立維持にあつたことを論究したが、そこでは戦役中に於ける彼の動向については殆んど触れる所がなかつた。本稿では戦役中の二箇年に亘り、ドイツ連邦内の両大國たるオーストリア、プロシヤが英仏とロシアとの間に在つて又ドイツ諸小國に対して如何なる動きを示したか、そしてビスマルクが、連邦議會所在地フランクフルト駐劄プロシヤ使節として如何なる役割を演じたか、の實際を史料的に概観し以て上記小論の歴史的裏付けとなし、又願はくば今日米ソ二大陣營抗争の渦中に容易ならざる形相を呈しつつある世界情勢に対処するに當つての他山の石とも致したい。

然しながら之に關する纏つた文献は極めて少い様である。彼の一生を取扱つた教多い著作の中特に名高いと思はれるマックス・レントツの「ビスマルク史」或はゴットロープ・エーゲルハーフの「ビスマルクの生涯と事業」又はクライン・ハツチンゲンの廣濟なる「ビスマルクと彼の世界」にしても戦役中の彼に關しては僅に断片的に教頁を割いているに過ぎない。唯一つ、一九一二年刊フランスの法学博士セーヌ裁判所検事にして「プロシヤと一八四八年革命」の著者たるポール・マテの「ビスマルクと彼の時代」が、私の知る限りでは最も詳細なる一貫せる論述を行っている。此の本は三巻より成つてゐるが、其の第一巻第十一章「ビスマルクとクリミア戦役」(Bismarck et la Guerre de Crimée)は、精彩輕妙なる筆致五四頁に亘り、戦役中の彼の動向は此の中に躍如として描

クリミア戦役中のビスマルク

写されている。私はこの論述を中心とし、傍ら「ビスマルク全集」第一、二巻及び「ビスマルク通信」(一八五一—一八五九年)其他に現れている書簡、報告書などを極力参照することに努めた。

二、戦役中のビスマルク

一八五四年三月初プロシヤ政策にとつてのいはゆる「三月危機」(Märzkrise)に際し、諸党派の論争、自由主義的輿論の嵐の中で、優柔不断な「国王フリードリッヒ・ヴィルヘルム四世は、ウイーンに於て行はるべき英仏墺の協定に参加するよう強い圧迫を受けていた。」¹⁾ 此の時に當り、ロンドン駐劄プロシヤ大使「ブンゼン」(Bunsen)は王を英仏側に引入れ得たものと信じていたが、ウイーン政府からの不手際な公用文書に驚いた王は、残酷な程の急轉回を為して反対の意見に飛びついた。²⁾ かくて三月五日ブンゼンは辞職し、次で英仏派の陸相ボーニン(Bonin)も更迭させられ、ビスマルクの求めているロシア的政策が決定的に優勢となるかの如く思はれた。

然るに戦役勃発(三月二十八日英仏對露宣戰)に先立つ教日、「オーストリア帝フランツ・ヨーゼフの特使參謀総長ヘス(Hess)將軍が親書を携へて伯林に来るや、プロシヤ王の決心は又もや動搖を始めた。而もウイーン政府は、同時にドイツ諸政府に廻状を發して、オーストリアに対するドイツ諸國の物心両面に亘る断乎たる支持は、東方問題に於てドイツの守るべき態度に關する我々の唯一の綱領であると宣言したが、此の宣言を不快とせるビスマルクは、逆に本国政府及連邦各國使節に対し、ドイツ諸國とオーストリアとの利害の一致せざることを強調した。³⁾ 夫にも拘らず他面彼は、中位諸國の使節たちとの會談に於て、之等諸國が

結束して、オーストリア及プロシヤに対抗して第三勢力を作らんとしている憂慮すべき新傾向を認めた。彼は戦争勃発の翌日たる三月二十九日付プロシヤ首相兼外相マントイフェル (Manteuffel) 宛の報告書に次の如く述べている。「彼等は、歐洲的政策に關する彼等の判断を表明することに依つて少くとも議會の面前で至上権を行使せんと欲している。長い平和の結果として主権平等の理論が中位諸国の中で流行病の如く擴つてゐる。」⁴⁾

それ故ビスマルクは、プロシヤがオーストリア及ドイツ諸国と東方問題に關し共同責任を負うことに対して、一層警戒すべき充分の理由を有していた。「然るに三月危機の嵐はやがて過去り、プロシヤ王は間もなくロシヤに対する同情を忘れ、斯くて四月九日ウィーン駐劄大使アルニム (Arnim) は、英仏墺の代表者と議定書に署名した。此の議定書は、四政府の協同 (L'union des quatre Gouvernements) を確認し、原則としてトルコの保全とロシヤ軍のドナウ諸公領 (即ちモルダヴィヤ、ワラキヤ地方) よりの撤退を主張していた。」⁵⁾ かくてプロシヤは今や再轉して西方的政策の中に入るが如くに見へた。

四月二十日、プロシヤは更に一步を進め、ヘス將軍の携へ來つた條約案の修正せるものを承認して攻守同盟に署名し、軍事協定を結んだ。⁶⁾ この結果、スラヴ民族の居住せる領土に於て脅威を受けているオーストリアは、自らは何等の危険にも直面してゐないプロシヤに安全を保証せしむることゝなつたが、「此の條約締結の動機は、ナポレオン三世に対するプロシヤ王の恐怖心であり、皇帝が直ちにライン地方へ侵入せんと企てゝいるとの噂に動かされた為である。」⁷⁾ それ故ジーベルも其の「ドイツ帝國創立史」の中で「この同盟は、オーストリアにとつては東に對抗するものであり、プロシヤにとつては西に對抗するものである。」⁸⁾ と断じてゐる。

この同盟は勿論ビスマルクの喜ぶ所でなく、彼は四月二十六日付マン

トイフェル宛の報告書に於て、「オーストリアが単独ではなくとも少くともプロシヤ以上に歐洲的強國の役割を演ずるに至るに反して、プロシヤはドイツ諸國の合唱隊長の役割に留るにすぎなくなるであらう。」⁹⁾ と慨嘆してゐる。然し「彼の秘かに喜んだことには、中位諸國は、此の同盟に加入することに対し殆んど熱意を示さなかつた。」¹⁰⁾ ビスマルクも亦この條約締結に先立ち、三月三十一日付及四月五日付マントイフェル宛の手紙に次の如く述べてゐる。「中位諸國は何よりも先づ中立と平和とを切望してゐる。……諸君主は、歐洲の戦争が諸小國を脅かしてゐる危険の性質と範圍とに就ての透徹せる觀念を抱くことなく、而も戦争を終結せしむる平和條約は、彼等の為にその犠牲を償ふことなく、むしろ唯彼等を苦しむる目に遭はせて締結されるにすぎないことを恐れてゐる。」¹¹⁾

恰も此の時サクソニヤ首相ボイスト (Beust) の策動が行はれてゐたが、彼の指導の下に五月二十五日バヴァリアのバムベルグ (Bamberg) に開かれた中位諸國の代表者會議は、四月二十日條約への加入を全面的に認め、而も諸政府の名に於て次の如く宣言した。「ドイツの權益を擁護せんとする純粹なる意志は、外交々渉に關するドイツ連邦の直接的行動を要求し、又敵対行為を停止することに關して西方諸國並にロシヤ側より行はれたる勧告に基く厳正中立を要求する。」¹²⁾ かくる中位諸國の態度は、オーストリアの大なる不満とする所であつたが、彼等は四月二十日條約への加入に対する遲滞戰術を取り、その為連邦議會は漸く七月二十五日に至つて條約に加入した。然し此の遲滞と諸政府の用いた「云い落し手段」(reticence) とは此の加入の効果を弱体化させ、まさかの際には、証書の文句や軍備に關する書類に關しオーストリアと連邦とが衝突することは避けられない姿であつた。「ビスマルクはこの場合何等困ることなく、狀勢の自然的推移は、彼の予測が正鵠明晰であつたことを証明した。プロシヤの利益は、オーストリアの為に干渉することには存せずし

て、ロシアに對する控へ目な而も好意的な態度に存して居り、プロシヤは自國が直接的利害關係を有せざる事件に干渉することなく、逆にオーストリアが一八五〇年秋オルミュツ¹³⁾に於て、ロシアの好意によつてプロシヤに對抗して利益を收めたるが如く、遠い將來オーストリアに對抗して利益を收める為めにロシアの好意を養はねばならない。之こそ實にビスマルク究極の目的であり、伯林政府はこの慎重な態度を守りつゝ其の周圍に、均しく中立を利とする諸小國を集めた。¹⁴⁾

斯くてオーストリア首相ヴオール(Buol)はプロシヤ及全ドイツを自國と同調せしめんとの期待が外れたので、英仏と一層密接に交渉し、その結果八月八日ウィーンに於て「四項目の覚書」(Note des quatre points)の名で知られてゐる文書に署名した。この中で三國政府は次の四箇條を認めてゐる。

1. ドナウ諸公領に對するロシアの保護を廢し、諸國の集團保障を以て之に代へる。

2. ドナウ河航行の自由。

3. 一八四一年ロンドン條約¹⁵⁾の修正によるトルコの獨立。

4. ロシヤはトルコ領内のキリスト教徒に對する一切の独占的保護を放棄する。

「かゝる重大なる文書への署名に際し、オーストリアが四月二十日條約に違反せざるや否やも考へず、而もこの覚書にプロシヤを加入せしめる權利を保留したことに對し、ビスマルクは極度に驚かされた。若しプロシヤが之に加盟するならば、それはプロシヤをしてオーストリアの尻についでゼロの役割にまで低下せしめ、政治的には諸小國のレベルにまで貶すものであつた。」¹⁶⁾ それ故彼はフランクフルト駐在の各國使節に對しウィーン政府の二枚舌を彈調すると共に、本國政府に對しオーストリアの提案を「冷淡に」拒絶すべきを勸告した。¹⁷⁾ 彼は八月十七日付マントイフェル宛の手紙に次の如く述べてゐる。「使節たちは、オーストリア

クリミア戦役中のビスマルク

ヤと英仏との覚書交換についてのニュース、殊にオーストリアがドナウ諸公領からのロシア軍撤退の報告を受け乍らも英仏との交渉を継続しているという事實に失望している。」¹⁸⁾ そして此の手紙を次の如く結論している。「連邦の軍隊を戦時体制に置かんとする一切の要求は、今後一般的反對に遭遇するであらう。」¹⁹⁾

この間ビスマルクはプロシヤ王の態度を少しく改めさせることに成功した。即ち、「王は八月十三日ロシア帝ニコラス一世宛、將來の交渉の基礎として此の四項目を指示したとは云へ、同時に此の四項目に對するロシアの拒絶を敵對行為とは見做さないと通告した」²⁰⁾のである。かくてプロシヤはオーストリア政策に拘束されぬ身となつた。今やプロシヤ政府の動きは、ビスマルクの予測した如く、自然の結果としてロシアに對する好意的中立へと傾き、従てビスマルクの地位は向上し、屢々伯林との間を往復した。八月末バルト海リューゲン島のプヴス(Putbus)に居たプロシヤ王は、連邦諸國宛の廻狀草案に關してビスマルクを故々招き寄せ、その結果王は、マントイフェルの作つたオーストリア的な草案を改めて一層ロシア的なビスマルクの意見を採用し、かくして此の廻狀の中で、四月二十日條約の拡大は必要でないと次の如く宣言した。「四項目は慎重な吟味を必要とし、ロシアがドナウ諸公領よりの撤退宣言を行つた以上、伯林政府はその同盟國に對し好戰的態度を勉めることは出來ない。オーストリアが一切の攻撃的方策を差控へ、その結果中欧諸國が平和的影響を及ぼすことを期待する。」²¹⁾ この宣言は勿論連邦諸國に極めて好感を以て迎へられた。斯くて「ビスマルクはプヴス滞在中、次で九月伯林滞在中王によつて全く時の人であるという程に寵遇され、マントイフェルに代り外相になるとの噂さへ弘つた。」²²⁾

「斯かる間に東方では九月十四日英仏軍がクリミアに上陸して激戰が行はれ、九月末にはセバストポール陥落の噂が伝つた。之より先プロシヤ王の平和宣言により少しく鎮靜したかに見へたウィーン政府は、今や

再び活潑な動きを示し、オーストリアが何等の役割を演じなかつた戦争から、又何等の助力をしなかつた連合国の勝利から、又四年前オーストリアを救つてくれたロシアの敗北から、利益を収めんと企てたのである。そこでヴォールは噂の到来をオーストリア軍の勝利であるかの如く喜び、ナポレオン三世宛電を發すると共に官報に戦争風を吹込み更にドイツ諸政府に廻状を送つて、連邦議会の冷淡さとロシアの躊躇とを訴へ、四項目の要求に関する有効なる助力を要請した。²³⁾ 然るにドイツ諸政府としては、オーストリアが此の要請に當つて、欠くべからざる利益として挙げてゐるドナウ河航行の自由やロシア保護権の停止に關し何等の利害關係を有せず、単に平和維持のみを必要としたに過ぎなかつた。ビスマルクは十月九日付マントイフェル宛の手紙に次の如く述べてゐる。「ドイツ諸政府をして、プロシヤはオーストリアとの不和の危険を冒しても自国の立場を維持してゐるということを信じさせることが大切である。普仏間の他よりの妨害を受けざる協定を暗示する一切の徴候は、プロシヤの此の方針に關して特殊な感銘を与へてゐる。」²⁴⁾ プロシヤは此の見地に立つて十月十三日ドイツ諸政府宛不安を和げる廻状を送つた。

一方ウィーンに於ては例の噂は無根の作り事にすぎないことが判り、ヴォールの態度は又もや変化した。「十一月初彼は、オーストリアから先にロシアを攻撃することはなく、又如何なる場合にも予めプロシヤ及議會と協議することなくして戦争を企てることはないと言した。」²⁵⁾ 之は勿論一つの外交的退却であつた。而もウィーン政府は、「ドイツ諸政府の拘束がオーストリアの目的達成を妨げてゐる」²⁶⁾ と宣言することによつて、之を蔭蔽せんと力めた。一方プロシヤ王の心は、オーストリアのかゝる讓歩に感動した為か、又もや動揺して西方的政策に移つた。王は先にプヴスで認めた廻状の諸原則を無視して再びオーストリアに近付いたのである。斯くて「十一月二十六日普墺兩政府は、四月二十日條

約を拡張せる條約に署名し、この結果四項目は兩政府にとつて平和交渉の必要なる基礎となりプロシヤは、オーストリア軍に対する攻撃がオーストリア領内に於て行はれた場合に限らず、諸公領内で行はれたにしても其の同盟國を援助すべきを約した。」²⁷⁾ 之はプロシヤの援助によつて諸公領を占領し又最後の交渉に際して諸公領に対する保護権を獲んと期待してゐるオーストリアにとつて、異論の余地なき成功であり、ビスマルクは親友ゲラハ將軍から此の報せを受けて甚しく慨嘆した。十一月二十三日付將軍宛の彼の手紙はこの間の消息を如実に示してゐる。曰く、「オーストリアは一八五〇年にはロシアの銃劍を以てプロシヤを脅したが、一八五四年にはフランスの銃劍を以てプロシヤを脅してゐる。オーストリアはドイツ愛國心の専売権を有し、唯獨りでドイツの利益を代表し、かてゝ加へてプロシヤの高き尊敬を享有してゐる。……私には四月二十日後と同じ賭事を怖れてゐる。更に一步を進むる瞬間が來ようとしてゐる。」²⁸⁾

果してオーストリアはビスマルクの予測せし如き道を取り、英仏との新な條約に署名せんと急いだ。十二月二日ウィーン政府は四項目を全く我物とし、英仏は墺露戦争の場合オーストリアを援助すべきを約した。この條約の中で特に注目すべきは、「若し一般的平和の再建が四項目の原則の下に同年末までに保障されざる場合、三国は遲滞なく同盟目的達成の為の有効なる手段について協議する。」²⁹⁾ という條項である。之はロシア帝に対する一種の降伏勸告であり、オーストリアの志恩的行為は全歐の心ある人々を驚かせた。十二月四日付マントイフェル宛ビスマルクの手紙は、ウィーン政府の野望を何等聞然する所なきまでに巧妙適切に非難攻撃してゐる。曰く、「事態は、殊にオーストリア軍備の絶へざる継続を考量してみると、極めて信用のおけないものを帯びてゐる。同國はその軍隊がロシアから攻撃された場合歐洲の援助を保証されてゐる。そしてオーストリアには唯尤もらしい口実が欠けてゐる丈である。若し

同盟がこの口実を手に入れることが出来るとすれば、ウィーン政府の目的は達せられるのである。即ちこの目的とは、英仏墺の同盟であり、而もそれはオーストリアをしてドイツによつて其の背後を援助するを得しめるのみならず、同時にドイツ及オーストリアの名に於てオーストリアを此の同盟の最も強力にして最も重要な一国となすが如き同盟である。」³⁰⁾ かくてビスマルクはオーストリアの策略を挫く為、諸小国をオーストリアから遠ざけ、ウィーン政府を孤立させ、彼が嘲笑的に「不快な二日酔」³¹⁾ と称したものを之に与へんと力め、遂に成功した。「元々連邦諸政府は十一月二十六日の條約に涉々加入してゐたにすぎず、ビスマルクも亦出先外交官としての責任に拘束され、本国政府の訓令に従つて諸小国をこの條約に誘つたのである。」³²⁾ 彼は、十一月二十六日の條約はオーストリアに対する最後の讓歩であり、プロシヤは十二月二日條約への加入を拒絶するであろうと期待してゐたが、十二月二十一日付ゲルラッハ宛の手紙によると、³³⁾ 彼は十八日マントイフェルから、オーストリアの勧誘を拒絶する旨の通知を受取つて非常に喜んだ。そして「諸小国に対し、三国同盟への加入は重大なる危険であり、この悪魔的な條約へ加入することは、諸小国を血腥い戦争へ導き而も何等の成果を得る見込みはないと説き廻つた。使節たちは完全に説得され、かくて諸小国はプロシヤと同調して條約への加入を拒絶した。」³⁴⁾

今やヴォールは高圧的に四月二十日條約の履行として、連邦軍隊の動員を議會に要求したが、ビスマルクは之に対し、「この條約の唯一の目的は反撃である。現在までの所攻撃は行はれていない。而してオーストリアが先攻者とならない限り攻撃を怖れる必要はない。」³⁵⁾ と反駁した。斯くてこの問題に関し一八五五年一月二十二日連邦議會が開かれ、討議は十五日間に亘り、ビスマルクとオーストリア代表プロケシユ (Prokesch) との間に烈しい論戦が行はれ、結局ビスマルクの弁論が功を奏した。二月一日付プロケシユのヴォール宛の手紙によると、ビスマルクは

クリミア戦役中のビスマルク

連邦各国の使節に向ひ、「オーストリアはドイツにとつて危険な侵略の迷いに取りつかれたものであり、之に反してプロシヤは平静で剛健で聰明なものである。」³⁶⁾ と述べている。斯くて「議會は二月八日、ロシアによる攻撃の危険は全くない故、連邦軍隊の動員は必要でないと言した」³⁷⁾ が、之は十二月二日條約への加入に対する正式の拒絶であり、ウィーン政府の敗北であつた。此の結果プロケシユに代つて職業外交官たるレヒベルグ (Reihberg) がオーストリア使節となつたが、対抗は依然として続いた。然し此の時期に入つては、諸小国のプロシヤと同調せんとする傾向は極めて強烈なものとなつて來た。二月十一日付マントイフェル宛ビスマルクの手紙は次の如く記してゐる。「ドイツ連邦の行動は、彼等にとつては嵐によつて激動せしめられてゐるヨーロッパ海上に於ける救いの板である。彼等は連邦に執着し、唯一つの怖れを有するのみである。即ちそれは、プロシヤ自身が連邦との關係を絶ちはしないかということである。」³⁸⁾

斯かる中にもクリミアの戦鬪は激烈を極め、セバストポール包囲の鉄環は益々締められ、敗北の日は近付いた。期待外れと憤怒と苦惱とに疲れ切つたニコラス一世は遂に病を發し、三月二日プロシヤとの同盟を夢みつゝ世を去つた。全歐は戦争勃發の一方の責任者たる彼の死によつて平和が到來するものと期待したが、ビスマルクは之を否定し、三月七日付ゲルラッハ宛の手紙に次の如く述べてゐる。「帝の死は、オーストリアにとつては境遇の緩和であり、イギリスにとつては個人の怨恨の消失である。特殊恐怖の終末であり、フランスにとつては個人的怨恨の消失である。然し乍らロシアに於ける好戰的傾向を抑制することは、新帝の下に於けるよりも先帝の下に於ける容易であつた。」³⁹⁾ 彼の予想の如く、アレクサンドル二世は父の遺志を堅持すべきを宣言し、戰は続いた。而も「ウィーン政府は戦争終結を待みに又もや各国との交渉を始め、かくてイギリス外相ラッセル、(Russell) フランス首相ドルーアン・ド・リュイ、

(Drouyn de Lhuys) トルコ首相アリ・パシヤ (Ali-Pasha) がウィーンに集つたが、結局何等の成果を収めず、ドルーアンはナポレオン三世の為権限逸脱の名の下に辞職せしめられる⁴⁰⁾の有様であつた。

之より先プロシヤはこの会議への出席を拒み、オーストリアはドイツ諸国を招請したが之亦失敗した。四月三十日付マンントイフェル宛ビスマルクの手紙は次の如く記している。「ヴオール氏は、オーストリアが連邦から離れるという不安の下で、議会の決議によつて又は個別的にオーストリア政策に加担することを強要する廻状を通じての例の人頼みへと復歸した。」⁴¹⁾ 今やオーストリアは窮余の策として、レヒベルグを通じプロシヤを懐柔せんと企てた。五月十八日付マンントイフェル宛の手紙でビスマルクは次の如く報告している。「レヒベルグ氏は、我々は数週間内に完全な協定に到達し得るものと思う、そしてそれは単に形式と発議に關するもので、我々がフランクフルトに於て先鞭をつけるならば、恐らく充分に検討することの出来る問題であり、近々之を彼の政府に提議せんとしていることを確信を以て述べた。又彼は両政府の見解は情勢の力によつて接近せしめられ、自己の国民主義に訴へんとするフランスの企ては、遂にはオーストリアをロシヤとの同盟に導くかも知れないし、ロシヤに対する西部列強の過度の要求は、それ自体既にウィーン・パリ間の団結を弛めるであらうと論じた。」⁴²⁾ ビスマルクは以上の言葉を信ぜず、凡ての噂に緊張して耳を傾ける諸小国の使節たちにいつもの如く問合せた結果彼は、オーストリアは静かに忍んでプロシヤとの共同中立策に轉せんと欲していることを確認した。尤も彼は之より先既に前記書簡の終りに近く得々として、「梨の実は独りでに落ちさうだ」⁴³⁾と論断していたのである。果してウィーン政府は夏中控へ目な態度をとる、其の意圖の潔白なるを到る所で公言し、又連邦各国には懇切に振舞い、国内的には經濟緊縮策をとるに至つた。斯かるオーストリアの態度は必然的にプロシヤへの接近となり、プロケシユは再びレヒベルグに代

つてフランクフルトに戻り、屢々ビスマルクを訪ねた。七月四日付マンントイフェル宛のビスマルク通信によると、プロケシユはビスマルクに対し、「新なる年を始め、過去の不愉快を忘れよう」⁴⁴⁾と申出ている。然し乍ら議会の討論が再び始るや、大小様々の問題について全く纏りがつかず、人々は退屈の余り床を踏み鳴らす有様で、八月二日議会は二箇月間の休会となつた。

当時パリは東方の戦禍を他所に大博覧会で賑つていたが、ビスマルクは駐仏大使ハッツフェルト (Hatzfeld) に誘はれるまゝに、此の好機を利用して十年振りのパリ旅行に出掛けた。そしてナポレオン三世⁴⁵⁾やヴィクトリヤ女王やその夫アルバート公⁴⁶⁾なども会談しているが、彼は決してパリの華さや御馳走攻めに眩惑されることなく、冷静に周囲を観察した。彼は九月十四日付マンントイフェル宛私信の中で次の如く述べている。「パリ、リヨン、ブローニュを除いては、連隊の兵舎はがら空であり、或は留守部隊丈しか残つていない。そこでは急速にクリミアに送る為に新兵が急いで訓練されている。又ストラスブルグやメッツの守備は軍需工場の労働者や砲兵の守備隊によつて維持されている。」⁴⁷⁾ 故に「彼は、フランスの侵人に備へてライン河地方の国境を守る必要はないことを認め、更に素晴らしい舞踏会やオーケストラの蔭では、戦の為の疲労や出征遺家族の憂愁やオーストリアの狡猾な政策に対するフランス人一般の憤懣や平和に対する欲求を看取したのである。」⁴⁸⁾

恰もクリミアの戦鬪は決定的な段階に入り、最も激烈な戦鬪の後九月十日セバストポールは遂に陥落した。「全歐は戦の終結を信じ、オーストリアは今や再び活潑な策動を始め、フランスに対しては動員の遅れたことを弁解する為に、プロシヤがオーストリアを妨げているのだと訴へた。」⁴⁹⁾ 十月七日付ゲラッハ宛ビスマルクの手紙によると、彼は唯「真剣な討論」⁵⁰⁾のみが斯かる訴へを否認することが出来る論じている。感情的なプロシヤ王は、「動もすれば憤激し勝ちとなり、当然ビスマ

ルクも寵愛を失つた。マントイフェルは勞せずして光榮を共にする為に英仏及ロシアに対し仲裁を申出たが態よく断られ、一方ドイツ諸小国は急にパリの鼻息を覗い出した。⁵¹⁾然しプロシヤ王の怒りはやがて収つた。即ちビスマルクは王からナポレオン三世に対する批評を求められた際、実に率直奇抜な返答をした為、彼の氣持のよい淡泊さが王の信用を取戻したのである。⁵²⁾

それは兎に角各国間の空しい交渉の中に秋は過ぎて行き、大小のドイツ諸国は平和のみを口にしつつも戦は続いた。十二月ロシア軍は英軍の守つたコーカサスの南カルス(Kars)の要塞を精根の限りを尽して奪取したが、兵員と戦費とに弱り切つていた。そこでヴォールは干渉の好機來れりと考へたのである。ポイストの回想録によると、ヴォールは既に九月英仏軍のセバストポール占領の際に、「ドナウ諸公領は自分の網の中に掴むことが出來ると信じていた」⁵³⁾が今や之を實現せんと企てた。斯くてその大使「エステルハージ(Esterhazy)はベテルスブルグへ一つの外交文書を携行した。それは談判の基礎として例の四項目を含むものであつたが、更に進んで黒海の完全中立とベッサラビヤ国境の修正とによつて、ロシアにとつて一層重大なものとなつていた。ロシアはこの談判に應じたがヴォールは決着を早める為ロシアに対し即時的な国交断絶によつて之を脅しつゝ、彼の提議の無條件的受諾を要求した。」⁵⁴⁾この時プロシヤ王はアレクサンドル二世に対し讓歩を勧告する極めて懇篤なる私信を送つたが、一八五六年一月十六日ロシア帝は涙を呑んでオーストリアの提出條件を受諾した。然し忘恩者オーストリアに対するロシアの憤りと怨みはこの後永く続いたのである。

二月二十五日關係各国及調停国オーストリアの代表たちはパリに集つたが、大國の中プロシヤのみは除外された。アルバート公はベルギー王レオポルド宛「大國といへども毛氈の上に賭金を置く場合の外は、政策の遊戲に参加する資格なし」⁵⁵⁾と申送つてゐる。ビスマルクはプロシヤ

クリミア戦役中のビスマルク

のかゝる國際的孤獨に対し表面冷静を装い、二月十一日付ゲラッハ宛の手紙には次の如く書いてゐる。「若しプロシヤが諸國の協同に参加するならば、プロシヤが一對三の多数又はトルコ及サルヂニヤ(一八五五年一月参戦)を加へて一對五の多数の圧迫に対抗してとつて來た独立的地位を放棄することゝなるであらう。若しプロシヤが西方のプログラムに同意するとすれば、プロシヤは二箇年に亘る思慮の成果、即ちプロシヤのドイツ諸國との一致及びプロシヤがロシアに対して守つて來た遠慮更に交戦各國に対してプロシヤが有してゐた威信と勢力との成果をば、一挙にして失つて了う恐れがある。」⁵⁶⁾然し之はビスマルクの苦しい口実にすぎず、オーストリア代表ヴォールがパリへの途中フランクフルトを通過したこと、殊にドイツ諸小國の使節たちが今や權勢への途上にあるヴォールの周圍に群るのを見ては堪へがたい激情に駆られた。二月十四日付マントイフェル宛の彼の手紙には、「プロシヤ使節が凡ての地位低き小國使節の群と混同されてゐる」⁵⁷⁾と憤つてゐる。

然しやがて關係諸國のプロシヤに対する空氣も緩和され、三月十三日マントイフェルは會議への招請状を受取つた。彼はビスマルク宛、プロシヤは無條件的招請には応じられぬ旨申送つたが、ビスマルクは三月十九日付ゲラッハ宛の手紙の中で、マントイフェルの態度を次の如く批評してゐる。「プロシヤは余りに熱を示しすぎる。招請状は朝受取られたのに、二時間の後にはプロシヤはそれを受諾するのだということが感知される。たとへ内心に冷淡さを有たないにしても、少くとも外國に対してはもう少し冷淡さを示す方がよかつた」⁵⁸⁾かゝるプロシヤ首相の態度の故にビスマルクは、パリ會議に於てプロシヤ代表が度を越して抹殺された地位を占めるのではないかと怖れたが、「果してマントイフェルは會議に於て嘔であるかの如き控へ目な役割を演じた。然し乍ら少くともプロシヤの名譽は保たれ、大國としてオーストリアと對等の地位でパリ條約に署名するを得た。」⁵⁹⁾のである。

三、むすび

以上の如く戦役中二箇年に亘りビスマルクの取り來つた一貫せる中立政策は、動もすれば英仏側に傾かんとするプロシヤの外交政策に重大なる牽制作用を及ぼし、同時にプロシヤの將來の發展にとつて実に幸なる結果を招いたのである。即ちプロシヤは中部ヨーロッパが戦争の災厄に遭うのを防いだのみならず、ロシアに好意を示すことによつて、一八六四年のドイツ・デンマルク戦役更に普墺及普仏の兩戦役に又とない利益を收むる下地を作つたのである。而も戦役中プロシヤは英仏に対し野心的な策略を企てたわけではなかつたので、兩國はプロシヤの態度に關し何等問うべきものを有せず、且亦ドイツ諸小國もプロシヤに対し再び信頼感を取戻したのである。之に反して、オーストリアの政策即ちヴォールの態度は甚しく拙劣なものであり、凡ゆる國々に苦難を与へた。即ち、英仏は、オーストリアの躊躇と遲滞とによつて惱まされ、ロシアはオーストリアの「驚くべき忘恩」⁶⁰⁾によつて裏切られ、プロシヤはオーストリアのドイツ連邦に対する宗主権主張によつて苦しめられ、ドイツ諸國はオーストリアの東方に対する野望によつて不安に陥られたのである。最後にクリミア戦役のビスマルク自身にとつての意義は何であつたか。マックス・レントツの言葉を借りて結びとする。「それは、東方の戦火が彼に対し運命の不可避性を完全に意識せしめたという点である。この戦火は恰も探照燈の如くビスマルクに未來の夜に於ける進路を啓示したのである。」⁶¹⁾ 蓋し普墺戦役の不可避性は、ビスマルクにとつて此の戦役中に学び取られたものであり、四月二十六日付マントイフェル宛の長文の報告書⁶²⁾は、はつきりと此の事を論証してゐる。

註

- 1 Max Lenz : Geschichte Bismarcks. S. 78
- 2 Paul Matter : Bismarck et son temps. t. I. (以下 Matter と略す)
p. 376

- 3 Ibid. p. 377
- 4 Bismarck, Die gesammelten Werke. (以下 Die ges. W. と略す) Bd. I. S. 437
- 5 Matter. p. 378. 尚この議定書と四月二十日普墺攻守同盟の原文とは Rothian : L'Europe et l'avènement du second Empire (1898) Les appendices (p. 304 f.) に載つてゐる。
- 6 Cf. Bismarck : Gedanken und Erinnerungen Bd. I. S. 97
- 7 Matter. p. 379 尚この点は、ビスマルクが王弟ヴィルヘルム親王宛同年三月十七日付書簡を通じて、プロシヤ王を強く戒めた所である。(Die ges. W. Bd. I. SS. 435—6)
- 8 Sybel : Die Begründung des deutschen Reichs durch Wilhelm I. Bd. II. S. 196
- 9 Die ges. W. Bd. I. S. 443
- 10 Matter. p. 380
- 11 M. Th. Funck-Brentano : Correspondance diplomatique de M. de Bismarck (1851—1859) t. I. (以下 Corres. dip. と略す) p. 248 f.
- 12 Beust : Memoires de Comte de Beust. t. I. p. 144
- 13 一八四八年の二月革命にも拘らず、一八四九年後半以後は歐洲に反動の空氣強く、一八五〇年十一月二十九日には、プロシヤに対するオーストリア、ロシア、バウアリア、ウエルトンブルグの協同圧迫の下に、ウイーンの北凡を百キロ Olmitz に於て、プロシヤにとつて屈辱的な協約が結ばれ、其の結果先にプロシヤ王及外相ラドウィッツ (Radwitz) によつて企てられしドイツ協盟 (Deutsche Union) は、自由主義的なりとの非難の下に放棄を余儀なくされた。
- 14 Matter. p. 381
- 15 同年七月ロンドンに於けるダーグネルス海峡条約。之によりトルコは一八三九年十一月マームット二世の Tangmat (制定) に基く改革の義務を負うた。
- 16 Matter. p. 384

- 17 Horst Kohl : Bismarcks Briefe an den General Leopold von Gerlach.
(式に Briefe an Gerlach 卷十)
- 18 Corres. dip. p. 295 od. Die ges. W. Bd. I. S. 482 f.
- 19 Corres. dip. p. 296 od. Die ges. W. Bd. I. S. 483
- 20 Matter. p. 386
- 21 *ibid.* p. 387
- 22 *ibid.* p. 387
- 23 *ibid.* p. 389
- 24 Die ges. W. Bd. I. S. 497
- 25 Matter. p. 390
- 26 *ibid.* p. 391
- 27 *ibid.* p. 391
- 28 Briefe an Gerlach. S. 178
- 29 Corres. dip. p. 336 f. Bemerkung 5
- 30 Die ges. W. Bd. I. S. 512
- 31 un rde mal aux cheveux. 十二月九日付公式報告書中の用語 (Corres. dip. p. 343)
- 32 Matter. p. 393
- 33 Briefe an Gerlach. S. 181
- 34 Matter. p. 393
- 35 オーストリアの動員提議に関する一八五五年一月一日付政府宛公式秘密書
簡中の用語 (Corres. dip. p. 356 f.)
- 36 Prokessch von Osten : Aus den Briefen. S. 423
- 37 Matter. p. 395
- 38 Die ges. W. Bd. II. S. 18 節プロシヤの交代に關しては、
Cf. Corres. dip. pp. 402—404. Lettre sur la remplacement du baron de
Prokessch par le comte de Reehberg.
- 39 Briefe an Gerlach S. 200
- 40 Matter. p. 401

クリミア戦役中のビスマルク

- 41 Die ges. W. Bd. II. S. 45
- 42 *ibid.* p. 40
- 43 *ibid.* p. 49
- 44 *ibid.* p. 62
- 45 ビスマルクは回想録の中で次の如く記している。「私のパリ滞在に際して初めて會つた皇帝は、當時は唯一一般的な言葉を以て普仏親善の意味に於ける帝の希望と意圖とを暗示したにすぎなかつた。帝は、その教養とその制度との故に文明の先頭に立つている此の西隣國は相互に援け合はなければならぬ」と語つた。西部列強との同盟に対するプロシヤの拒絶によつて惹起されたる領向や不平を言葉で現すということは、表立つて為されなかつた。私は、英皇がベルリン及フランクフルトに於てプロシヤの西部列強陣營に味方しての戦争参加を余儀なくせしめる為に用いた圧迫手段は、この會談に際して皇帝がプロシヤの特にフランスとの了解を弁護する為に用いた好意的な形で語られた希望や約束に比べて遙に強硬にして熱烈であり、又粗野なものであつたと云うことが出来るとの印象を抱いたのである。」(Gedanken und Erinnerungen Bd. I. S. 154)
- 46 ビスマルクは回想録の中で次の如く記している。(〇〇印は筆者)「八月二十五日ヴェルサイユに於ける大舞踏会で私はイギリス女王及アルバート公に紹介された。黒の制服をつけた美しい涼しげな公は、私に丁寧に話しかけたが、公の態度の中には或種の悪意的な好奇心が存していた。私はこのことから、公はプロシヤ王に対する私の反西部列強的な感化を知つてゐるのであると推定した。公は公特有の考へ方に従て、私の態度の^〇^〇所を^〇探求するといふことをしなかつた。此の^〇^〇所といふのは即ち、外国の勢力^〇^〇換言すればイギリスに対するプロシヤの小都市的尊敬及フランスに対する恐怖の中に敏感なる^〇^〇床を有している所の勢力から私の祖国が独立することへの^〇^〇心。並びにプロシヤが自國の利害の爲ではなくして英皇政策への^〇^〇依存の爲に行ふこと、なるべき戦争の^〇^〇外にプロシヤを置かんとする願望の中に存してゐたのである。公の眼には私は、——このことは勿論、私の紹介に際しての瞬間的印象からではなくして、其の他の専門的な又文

書に基く知識から結論したものであるが、—— 専制主義的政策及ユニカー政策を促進する為クリミアの味方をしてゐる党派心強き反動家であつた。
(Gedanken und Erinnerungen. Bd. I. S. 149 f.)

47 Die ges. W., Bd II. S.72

48 Matter. p. 408

49 ibid. p. 408

50 Briefe an Gerlach. S. 252

51 Matter. p. 409

52 Gedanken und Erinnerungen. Bd. I. S. 155

53 Memoires de Comte de Bausl. t. I. p. 144

54 Matter. p. 412

55 ibid. p. 413

56 Briefe an Gerlach. S. 279

57 Die ges. W., Bd. II. S. 123

58 Briefe an Gerlach. S. 286

59 Matter. p. 413

60 etonante ingratitude. キーンストリヤ前首相 Schwarzenberg の用語。

61 Geschichte Bismarcks. S. 84

62 「豪華報告」(Der Prachbericht)の名で知られている。日本文に訳しても凡そ一万字に及ぶ宏壯雄大なる而も透徹せる歐洲政情論である。試みに其の一節を左に掲げる。(〇〇印は筆者)「ドイツの二重主義(Dualismus)は千年この方折に於て、カール五世以来は世紀毎に決つて深刻なる内戦によつて、ドイツの相矛盾する關係を決定して来た。そして此の世紀に於ても亦、我々の歴史的發展の文字板上の時刻を定める為に之以外の何等の方法もなく来る時が来るであらう。私はだからと云つて決して、我々は普墺間の決着を出来得る限り有利な状態に導くべく我々の政策を定めねばならないという結論に到達せんと試みてはいたないのである。私は唯、遠からざる將來我々の生存の為にオーストリアと戦はねばならないということ、そして之を予防することは我々の力及ばぬことである、何となればドイツは

於ける事態の進行はいかなる他の打解策をも有しないからであるという確信を披瀝する丈である。」

(Die ges. W., Bd. II. SS. 138-145)